

地域密着型通所介護・介護予防通所介護・日常生活支援総合事業 リハビリテーションケア デイサービス利楽 重要事項説明書

（事業の目的）

第1条 リハビリテーションケア デイサービス利楽が行う地域密着型通所介護及び介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し適正な地域密着型通所介護及び介護予防通所介護・日常生活支援総合事業を提供することを目的とします。

（運営の方針）

- 第2条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行います。
- 2 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
 - 3 業者の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行います。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
 - 6 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

- 一 名 称 リハビリテーションケア デイサービス利楽
- 二 所在地 長崎県諫早市白岩町 27 番地 3

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1 名

管理者は、従業者の管理、地域密着型通所介護及び介護予防通所介護の・日常生活支援総合事業利用申し込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の

管理を一元的に行います。

二 生活相談員 1名以上

生活相談員は、地域密着型通所介護計画及び介護予防通所介護計画・日常生活支援総合事業サービス計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行います。

三 看護師 1名

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

四 介護職員 2名以上

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行います。

五 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

(営業日及び営業時間とサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間とサービス提供時間は、次のとおりとします。

一 営業日は、月曜日から土曜日まで（平日の祝日は営業）とします。

但し、12月30日～1月3日、8月14日～8月15日は休日とします。

二 営業時間 午前8時10分から午後5時10分までとします。

三 サービス提供時間 午前9時から午後5時までとします。

延長サービス時間 午後5時から午後8時までとします。

(地域密着型通所介護及び介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の利用定員)

第6条 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の利用定員は、18人とします。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は下記に掲げるとおりとし、法定代理受領サービスに該当する地域密着型通所介護及び介護予防通所介護・日常生活支援総合事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から指定地域密着型通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額、及び当該介護予防通所介護・日常生活支援総合事業に係る介護予防サービス費用基準額から当該介護予防通所介護事業者・日常生活支援総合事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

*別紙① 利用料参照

一 生活指導、相談援助

二 健康チェック

三 機能訓練

四 食事の提供

五 入浴介助

六 送迎

- 2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとします。
 - 一 食事の提供に要する費用として、一食につき 500 円徴収します。尚、利用当日の利用キャンセルは費用を徴収させていただきます。
 - 二 前各号に掲げるもののほか、地域密着型通所介護及び介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の提供に おいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費を徴収します。
 - 三 おむつ代として実費を徴収します。
- 3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 事業の実施地域は、諫早市の次の町です。

諫早市の泉町、宇都町、永昌東町、永昌町、栄田町、小船越町、貝津町、金谷町、久山町、栗面町、栄町、白岩町、城見町、高城町、津久葉町、津水町、天満町、堂崎町、中尾町、西小路町、八天町、東小路町、日の出町、平山町、堀の内町、本町、本明町、真崎本村名、真崎町、馬渡町、山川町、若葉町とします。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 9 条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとします。

(衛生管理等)

第 10 条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(緊急時及び事故等における対応方法)

第 11 条 従業者は、地域密着型通所介護及び介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速

やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

事業者はサービスの提供にあたり、利用者に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

2 前項の業務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

3 利用者に重大な過失がある場合、賠償額を減額することが出来ます。

＊別紙② 緊急時及び事故対応フローチャート参照

(非常災害対策)

第 12 条 事業者は、非常災害時に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 事業者は、全ての地域密着型通所介護従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、

介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれからの秘密を守る旨を雇用契約の内容とします。
- 4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- 5 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応します。

*別紙③ 苦情受付のフローチャート参照

- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社リハビリの樹とリハビリテーションケア デイサービス利楽の管理者との協議において定めるものとします。

附則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 23 年 8 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 23 年 10 月 15 日より施行する。
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 28 年 3 月 15 日より施行する。
この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。
この規定は、令和元年 6 月 1 日より施行する。
この規定は、令和元年 10 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 2 年 6 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 3 年 7 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 5 年 5 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 6 年 2 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 7 年 1 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する
この規定は、令和 7 年 7 月 1 日より施行する